

令和8年度 西南戦争150年事業（PR映像等企画制作業務）の
委託者選定に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、西南戦争150年事業（PR映像等企画制作業務）を委託するに当たり、委託者を選定するためのプロポーザルの実施方法を定めるものである。

2 業務名

令和8年度 西南戦争150年事業（PR映像等企画制作業務）

3 業務の期間

契約締結の日から令和9年3月17日（水）

4 主催者及び事務局

(1) 主催者

鹿児島県歴史・美術センター黎明館

(2) 事務局

鹿児島県歴史・美術センター黎明館 学芸課

〒892-0853 鹿児島市城山町7番2号

担当：崎山健文、坂口洋幸、切原勇人

TEL：099-222-5404 FAX：099-222-5143

E-mail:gakugei@pref.kagoshima.lg.jp

5 業務内容

別紙仕様書のとおり

6 参考事業費

338万円（税込）を上限とする。

7 企画提案に係る参加資格

(1) 法人格を有すること。

(2) 地方自治体又は公共的団体（観光協会等）から、同様の受注実績があること。

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

① 地方自治法施行令（昭和22政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

② 鹿児島県から指名停止措置を受けている者

③ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する「暴力団排除措置の対象となる法人等」に該当する者

8 選定日程（予定）

令和8年6月2日（火） 公募説明会開催案内HPアップ

令和8年6月9日（火） 公募説明会（午前10時から）黎明館3階講座室

※ 応募・提案には説明会への参加が必須

- 令和8年6月19日(金) 企画提案書の提出期限(正午まで) 予定(一次選考)
令和8年6月30日(火) 審査(委託者選定審査会、午後1時30分から) 予定
※ 候補者によるプレゼンテーション(二次選考)
令和8年7月2日(木) 委託者の決定通知

9 企画提案書の提出

(1) 提出方法

直接持参又は郵送

(2) 提出締切

令和8年6月19日(金) 正午(必着)

直接持参の場合、提出時間は、午前9時から午後5時まで、ただし、正午から午後1時までの時間を除きます。

郵送の場合、郵便事故防止のため、できるだけ配達状況を確認できる方法(簡易書留、レターパック等)を利用してください。普通郵便等追跡できない方法で送付された場合の未着等については、当方では責任を負いません。

(3) 提出書類

提出書類に使用する案は、本プロポーザルへの提出を目的に作成されたオリジナル作品とし、第三者の著作権等を侵害するものでないものとする。

- ① 企画書
- ② 会社概要(任意様式) ※ 既存のパンフレットで可とする。
- ③ 同種の業務実績(任意様式)
- ④ 本業務における組織体制(任意様式)
- ⑤ 業務工程計画(様式第3号)
- ⑥ 見積書(任意様式)

※ 内訳書を作成し、詳細な仕様を記載してください。

(4) 提出部数

各1部

(5) 提出場所

〒892-0853 鹿児島市城山町7番2号
鹿児島県歴史・美術センター黎明館 学芸課

(6) 問合せ先

鹿児島県歴史・美術センター黎明館 学芸課
TEL: 099-222-5404 FAX: 099-222-5143
E-mail: gakugei@pref.kagoshima.lg.jp
担当: 崎山健文、坂口洋幸、切原勇人

1 0 質疑応答について

令和8年6月16日（火）午後5時までに書面（様式第1号）にて提出すること（FAX・E-mail可）。各社の質疑を集約し、参加するすべての会社に同一の回答を配布する。

1 1 審査等

(1) 審査方法

本業務に係る委託業者を公正に審査するため、委託者選定審査会を設置し、参加資格を有する者が提出した書類をもって一次審査を行い、審査を通過した者は二次審査（プレゼンテーション）を行う。

なお、審査は、別に定める審査基準に基づき行う。

(2) 審査項目

別紙「審査基準」のとおり

(3) 選定結果の通知

- ① 選定結果は、書面にて個別に通知する。
- ② 審査に対する異議申し立ては、一切受理しない。

(4) 委託先の選定

委託者選定審査会で審査を経て、別紙審査基準により委託先を選定する。なお、提出者が1者となった場合でも、委託者選定審査会において、優れた提案であることが認められた場合は、委託者として認めることとする。

1 2 提出書類の取扱い

- (1) 説明会に出席した後、参加を辞退する場合は、「参加辞退届」（様式第2号）を令和8年6月10日（水）午後5時までに提出すること。
- (2) 提出書類は返却しない。また、提出後の追加及び修正は、一切認めない。
- (3) 提出書類は、審査の説明を目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (5) 前号により公表する場合、提出書類の写しを作成し使用することができるものとする。

1 3 参加報酬

企画提案者が企画提案書作成に要した費用については、全て当該企画提案者が負担するものとする。

1 4 黎明館提供写真素材の取扱い

黎明館提供写真素材の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 写真素材には著作権、所有権等が存在するため、取扱いについては厳重に注意すること。
- (2) CD-ROMで提供するが、終了後速やかに黎明館に返却すること。
- (3) 使用後のデータは、必ず消去すること。